**飯綱町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム**

**令和4年4月1日更新**

**１．目的**

　飯綱町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）は、住宅の耐震化を緊急に促進するため、住宅の所有者又は居住者（以下「所有者等」という。）に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、耐震改修事業者の技術力向上に係る取組及び町民への周知啓発の実施を図るとともに、住宅所有者等の経済的負担の軽減を図り、住宅の耐震化をより一層促進することを目的とする。

**２．位置づけ**

　飯綱町住宅耐震改修事業補助金交付要綱を補完する施策として位置付ける。

**３．対象地域**

　アクションプログラムの対象地域は、飯綱町全域とする。

**４．実施期間**

アクションプログラムの実施期間は、令和4年度から令和7年度までとする。

　社会経済状況や関連計画の改定、アクションプログラムの進捗状況等に適切に対応するため、必要に応じて検証し、見直しなどを行う。

**５．実績の公表**

アクションプログラムの取組内容について、毎年度の補助件数の目標及び実績を町ホームページにおいて公表する。

**６．取組内容**

（１）住宅の所有者に対する直接的な耐震化促進

　・町内の旧耐震性住宅所有者を調査し、ダイレクトメール等の送付を行い、住宅耐震化を促す。

（２）耐震診断者に対する耐震化促進

　・町の木造住宅耐震診断事業において耐震診断を実施した住宅所有者等に対し、耐

　　震診断の結果を説明するとともに、耐震化の意識啓発及び補助制度の説明を行う。

　・耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者等に対して、

　　住宅の耐震化の意識啓発及び情報提供を行う。

（３）耐震改修事業者の技術力向上に係る取組

　　・アクションプログラムを総合的に推進するため、県及び関係団体等と連携し、所有者等が安心して耐震診断及び耐震改修を実施できるよう、講習会の開催及び改修事業者等のリストを作成し公表する。

（４）町民への周知啓発

　　・耐震改修に係る町の補助制度について、町の広報誌等に掲載し町民に広く周知

　　　する。

　　・町民を対象にした、耐震化促進に関する情報提供を行う。

　　・耐震改修に関するリーフレットを作成し、担当課窓口等で配布する。

**７．実績目標（令和４年度～令和７年度）**（　単位：件　）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 令和４年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|
| 耐震診断 | 5 | 5 | 5 | 5 |
|
| 耐震改修 | 1 | 1 | 1 | 1 |
|

**８．過去の補助実績（過去５年間）**（　単位：件　）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 平成２９年度 | 平成３０年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 |
|
| 耐震診断 | 1 | 1 | 1 | 1 | 6 |
|
| 耐震改修 | ― | 1 | ― | ― | ― |
|

**９．実績と課題**

・近年頻発する大地震への不安や、全国規模での耐震診断・改修促進のPRに

よって、令和3年度の耐震診断件数は**6件**となった。

・しかし、診断を行ったことにより大幅な改修が必要な住宅が多く、耐震改修補助の説明をしても実際に耐震改修まで繋がらなかった。

・今後も、引き続き耐震診断のロビー活動を進めると共に、過去耐震診断を実施した対象者へ耐震改修を実施頂けるよう勧める。